

宮城県住宅供給公社から事務所移転のお知らせ
宮城県住宅供給公社東部支社の
事務所が移転しました

- 新住所 〒986-0812
宮城県石巻市東中里一丁目11番2号
- 電話番号
0225-21-5657 (入居管理班：滞納整理担当)
0225-85-0301 (入居管理班：各手続き担当)
0225-85-0296 (募集班)
0225-21-8030 (住宅管理班)
0225-85-0393 (施設管理班)
- 業務開始日 令和3年5月6日(木)より

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化週間」です。
不法電波は人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。
電波は、ルールを守って正しく使いましょう。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは
〒980-8795
仙台市青葉区本町3-2-23
総務省 東北総合通信局 相談窓口
☎022-221-0641
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>

南三陸消防署からのお知らせ

梅雨の時期になりました

今年も梅雨の時期になりました。6月は土砂災害が多発する時期になります。土砂災害の危険性を把握して、被害の防止に努めましょう。

土砂災害の主な前兆現象

- ・崖や地面にひび割れができる。
- ・地鳴りや、山鳴り、家鳴りがする。
- ・降雨が続いているのにも関わらず、川の水位が下がっていく。
- ・崖や斜面から水が噴き出す。

避難情報は5段階で発表されます!! ~気象庁や市区町村から出される情報~

警戒レベル5	緊急安全確保	すでに災害が発生しています。命を守るために最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4	避難指示	全員が避難しましょう。指定された緊急避難場所へ避難しましょう。
警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間がかかるような配慮者(高齢者、障害者、乳幼児など)とその支援者は避難をしましょう。
警戒レベル2	注意報	避難に備えて、ハザードマップなどで避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	早期注意情報	最新の気象情報に注意するなど、災害への心構えを高めましょう。

各家庭で地域の危険な場所や避難場所、避難場所までの経路などを確認し、万が一の事態に備えましょう。 ☎南三陸消防署 ☎46-2677/歌津出張所 ☎36-2222

みなとし

~南三陸のたからもの~



道標

平成28年、災害復旧工事中の折立川で文字の刻まれた石が発見されました。『従是 みぎハみとへ ひだりハ志つ川』と書かれたこの石は、震災前の宇津野入口にあった道標(どうひょう)です。町の民俗文化財に指定されているうちの一基で、東日本大震災の折、津波によって流されたものと考えられます。

道標は江戸時代の道路の辻、街道の分岐点に立てられた交通標識です。昔は人通りも少なく暗い道がほとんどで、ひとつ道を間違えると、藪に潜んでいる山賊や追いはぎに遭遇する危険性がありました。村々への正しい方向を示す道標は、人々が安全に旅をする上で貴重な道案内として利用されていたのです。

☎教育委員会事務局生涯学習係 ☎46-1341

あなたの家のブロック塀
大丈夫ですか？

町では、通学路などに面した危険な状態のブロック塀を対象に、学童や通行する人の安全を確保するため、危険と判断されたブロック塀の除却に対して補助を実施しています。

- 対象ブロック塀 調査の結果、「要改善」または「緊急改善」の判定を受けたブロック塀
 - 補助額 除却工事費の2/3 (最大15万円)
要件を満たす場合には、補助金を上乗せできる場合があります。
- ※必ず事前に相談してください。事前調査が必要です。

●申請締切日 令和4年1月28日(金)
☎建設課営繕係 ☎46-1377

吹き付けアスベスト
大丈夫ですか？

町では、建物に吹き付けられたアスベストの飛散による健康傷害予防と生活環境の保全を図るために、建物を所有する人がおこなう吹き付けアスベストの分析調査に最大25万円の補助を実施しています。

※補助を受けられるかを判断するために申請前に手続きや調査が必要です。必ず事前相談をしてください。

●申請締切日 令和4年1月28日(金)
☎建設課営繕係 ☎46-1377

戸建て木造住宅を地震に強くしませんか？

町では、戸建て木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断に対する補助を実施しています。また、耐震改修が必要とされた場合には、耐震改修に対する補助も実施しています。この機会に活用してください。

耐震診断

- 【対象建築物】 ①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅
②在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建て以下の住宅
- 【自己負担額】 3,400円 (200平方メートルを超える住宅は自己負担額が異なります。)

耐震改修

- 【対象建築物】 耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された建築物
- 【補助額】 対象工事費(125万円まで)の22/25 (条件により最大110万円)
※補助件数には限りがあります。補助金の交付申請の際には、事前相談をお願いします。
- 【申請締切日】 令和4年1月28日(金) (※耐震診断・耐震改修とも同じ)

☎建設課営繕係 ☎46-1377